

## 議案第 1 号

## 1 「流域下水道維持管理要綱」の改正について（資料 1）

「流域下水道維持管理要綱」の具体的な改正内容は、資料 2 (新旧対照表)のとおりである。主な改正内容は、次のとおりである。

## 【概要説明】

- ・ 現行の流域下水道維持管理要綱については、事業場台帳の整備について定められているものの、更新が不十分で事業場の情報が把握できていないことや、水質検査（事業場排水を測定する検査）の回数の規定が、悪質下水排除のリスクを正確に反映できていないこと、また、平成 25 年に実施の規定を盛り込んだ施設検査（施設の維持管理状況に関する聴取等を行う検査）について、実施報告の規定が未整備である等の課題があった。
- ・ 併せて、令和 3 年 3 月に策定した流域下水道事業経営ビジョンの主要施策として掲げた「水環境の保全」の中で、市町が行う事業場などへの立入検査や助言・指導の重要性、市町の指導力向上のための県の支援や事業場の水質管理意識の向上のための水質事故内容の公表など、市町とともに対策を強化し、「水質事故件数ゼロ」を目指すこととしている。
- ・ そこで、令和 4 年度の「事業場排水監視指導体制の強化対策の実行計画」に、要綱の改正を位置付け、主に次の 4 点を盛り込んだ改正（案）を作成した。
- ・ なお、改正（案）の作成に当たっては、市町に個別でヒアリングを実施し、意見収集及び改正後の運用方法の検討を行い、これらの内容を反映している。
  - ① 法定の「流域下水道管理者への通知」等、市町から県への報告について、従来は専用様式により行っていたが、これを、市町が整備するとして要綱内に定めのある「特定事業場等台帳」を用いて行うことと改めた。（第 14 条、第 15 条、第 16 条関係）

これにより、県と市町との間で事業場情報の共有ができるほか、台帳の定期的な更新が可能となり、継続的に情報把握がされる効果が期待できる。
  - ② 水質検査について、従来は排水量と処理困難物質の使用有無のみで測定回数と項目を定めていたが、下水への処理困難物質の流入リスク等、処理場への影響の大きさに応じた監視強度となるよう、測定回数は事業場の業種により、測定項目は事業場の操業状態に合わせて決定する規定に改めた。（第 19 条関係）

これに伴い、県と市町の協議により測定回数と項目を個別に見直す規定を廃止した。
  - ③ 施設検査について、水質検査と同様に、実施計画と月ごとの結果報告を行う規定を追加した。（第 17 条、第 18 条関係）
  - ④ 第 12 条の 9 で定めのある事故が発生した際には、事例の水平展開を行うため、県で情報を取りまとめてホームページで公表する規定を新たに設けた。（第 21 条関係）
- ・ 以上の内容の改正に伴い、関連する様式について改めた。（様式 5-3 から様式 6-5 関係）
- ・ このほか、下水道法改正による条ずれを修正した。（第 7 条、第 8 条関係）